

日本国愛知県とアメリカ合衆国インディアナ州との 友好交流及び相互協力に関する覚書

日本国愛知県とアメリカ合衆国インディアナ州（以下、「双方」と言う。）は、両地域が固い友好関係に結ばれ、ともに繁栄していくとともに、日米両国間の友好関係の一層の発展に寄与することを目指し、それぞれの地域における法令を遵守しながら、次のとおり平等互惠の原則に基づく関係を構築することに合意する。

- 1 双方は、相互の尊重と信頼に基づく緊密な友好関係の構築に努める。
- 2 双方は、経済、教育、文化など、相互に特に有益であると認める各般にわたる分野において、連携・協力を努めるものとする。
- 3 双方は、両地域の発展のため、経済交流を始めとする幅広い分野において、協力して民間交流の促進に努めるものとする。

この覚書は、双方が相互に有益な友好関係の構築を目指すものであり、権利及び義務について法的拘束力はないものとする。

以上の事項を確認するため、2017年9月15日、日本国愛知県名古屋市において本覚書に署名する。

なお本覚書は日本語及び英語により作成し、いずれも等しく正本とする。

愛知県知事
大村秀章

インディアナ州知事
エリック・ホルコム

